

金融窓口サービス技能士受検対策講座 2 級・3 級共通 追補資料

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日までの
税金・年金関係等の主な改正項目および留意点

本資料は原則として平成 29 年 8 月末日現在の法令等に基づき構成しています

●税金関係

「つみたてNISA（積立NISA）」の新設

平成30年1月より、少額投資非課税制度に「つみたてNISA（積立NISA）」が新設されます。つみたてNISAの口座開設手続は、原則として現行のNISAと同じですが、取引における以下の点でNISAと異なります。また、NISAとの併用はできず、NISAもしくはつみたてNISAのいずれかを選択する必要があります。

| | つみたてNISA | NISA |
|---------|----------------|-------------------|
| 運用方法 | 積立方式 | 通常買付、積立方式 |
| 非課税枠 | 年間40万円 | 年間120万円 |
| 非課税期間 | 最長20年 | 最長5年間 |
| 口座開設期間 | 平成49年まで | 平成35年まで |
| 非課税対象 | 一定の条件を備えた投資信託等 | 上場株式、ETF、不動産投資信託等 |
| ロールオーバー | 不可 | 可 |

相続税・贈与税納税義務の判定における経過措置

国内に住所、日本国籍を有しないものが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までに「非居住外国人」からの相続・遺贈・贈与により財産を取得した場合には、国内・国外財産ともに課税対象でしたが、国内財産のみが課税対象となります。

なお、「非居住外国人」とは、平成29年4月1日から相続・遺贈・贈与のときまで引き続き国内に住所を有しておらず、日本国籍を有しない者をいいます。

| (被相続人等・贈与者) | | 納税義務者 (相続人・受遺者) | | 国内に住所なし | | |
|-------------|---------------|--------------------|--|---------------|-----------|--------|
| | | | | 日本国籍あり | | 日本国籍なし |
| | | | | 10年以内に国内に住所あり | 左記以外 | |
| 国内に住所あり | 国内に住所あり | 一時居住者 | | | | |
| | 一時居住被相続人 | | | | | |
| 国内に住所なし | 10年以内に国内に住所あり | | | 国内・国外財産ともに課税 | ※ | |
| | 非居住被相続人 | | | | 国内財産のみに課税 | |
| | 上記以外 | | | | | |

■ 国内財産、国外財産ともに課税 □ 国内財産のみ課税

※ 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が、国内に住所を有しない者であって相続開始前または贈与前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等から相続・遺贈・贈与により国外財産を取得した場合、相続税または贈与税の課税対象となります。

●年金関係

公的医療保険

1. 70～74歳の医療費の自己負担限度額の引上げ

平成29年8月から、70歳以上の高額療養費制度が改正され、健康保険の70～74歳の一般所得者と現役並み所得者の外来の上限額（個人ごと）と一般所得者の外来および入院の上限額（世帯ごと）が引き上げられました。

① 外来の上限額の引上げ（個人ごと）

- ・一般所得者 1万2,000円 → 1万4,000円（年間上限14万4,000円）
- ・現役並み所得者 4万4,400円 → 5万7,600円
- ・低所得者 変更なし

② 外来+入院の上限額の引上げ（世帯ごと）

- ・一般所得者 4万4,400円 → 5万7,600円（多数回4万4,400円）
- ・現役並み所得者 変更なし
- ・低所得者 変更なし

※ 過去12カ月に3回以上、上限に達した場合には、4回目からは多数回となり上限額が4万4,400円に引き下げられます。

雇用保険

1. 雇用保険の基本手当日額最高額と最低額の引上げ

平成29年8月1日から、失業給付の1日当りの支給額（基本手当日額）の年齢別の最高額と最低額が引き上げられました。

基本手当日額は、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇や低下の比率に応じ、毎年8月1日から変更されます。平成28年度平均給与額は27年度に比べて約0.41%の上昇となりました。

また、今回は「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成29年3月31日成立）で賃金日額の上限額等の引上げも行われています。これらにより基本手当日額の最高額と最低額も平成29年8月1日から下記のとおり引き上げられています。

| 年 齢 | 基本手当日額の最高額 |
|---------|------------|
| ～29歳 | 6,710円 |
| 30歳～44歳 | 7,455円 |
| 45歳～59歳 | 8,205円 |
| 60歳～64歳 | 7,042円 |

基本手当日額の最低額（すべての年齢） 1,976円

2. 高年齢雇用継続給付の支給限度額の引上げ

平成 29 年 8 月 1 日から、高年齢雇用継続給付の支給限度額が 35 万 7,864 円に引き上げられました。

したがって、平成 29 年 8 月 1 日からは、支給対象月に支払を受けた賃金額が 35 万 7,864 円以上である場合、高年齢雇用継続給付金は支給されません。

また、支給対象月に支払を受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が 35 万 7,864 円を超える場合は、35 万 7,864 円から支給対象月に支払われた賃金額を差し引いた額が支給されます。

高年齢雇用継続給付

| | |
|---------------|--------------|
| 支給限度額 | 35 万 7,864 円 |
| 最低限度額 | 1,976 円 |
| 60 歳到達時等の賃金月額 | |
| 上限額 | 46 万 9,500 円 |
| 下限額 | 7 万 4,100 円 |

3. 育児休業給付の支給限度額の引上げ

平成 29 年 8 月 1 日から、育児休業給付の支給限度額が以下のように引上げられました。

| | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 休業開始から 6 カ月 | (支給率 67%) | 29 万 9,691 円 |
| 休業開始から 6 カ月経過後 | (支給率 50%) | 22 万 3,650 円 |

4. 介護休業給付の支給限度額の引上げ

平成 29 年 8 月 1 日から、介護休業給付の支給限度額は以下のように引上げられました。

| | | |
|-------|-----------|--------------|
| 支給限度額 | (支給率 67%) | 32 万 9,841 円 |
|-------|-----------|--------------|

介護保険

1. 高額介護サービス費の自己負担上限額の引上げ

平成 29 年 8 月から、一般区分（同じ世帯に市区町村民税の課税者がいる場合）の高額介護サービス費の自己負担上限額が月額 4 万 4,000 円に引き上げられました。ただし、同じ世帯のすべての 65 歳以上の者（サービスを利用していない者を含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯には、年間 44 万 6,400 円の上限額が設けられています（3 年間の時限措置）。

年金制度について

1. 老齢基礎年金の受給資格期間短縮

平成 29 年 8 月 1 日より老齢基礎年金の受給資格期間が従来の 25 年以上から 10 年以上に短縮されました。また、寡婦年金の受給要件も、「第 1 号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上である夫が死亡したとき」となりました。

ただし、受給資格期間の短縮は遺族年金には適用されません。

このため、平成 29 年 8 月以後も「老齢基礎（厚生）年金の受給権者や受給資格を満たしている者の死亡」の場合（長期要件）で、遺族基礎年金や遺族厚生年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上あることが必要です。

●その他

フィデューシャリー・デューティー

1. フィデューシャリー・デューティーの背景と概要

「フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）」という言葉は、平成 26 年度に、当時の「金融モニタリング基本方針」（現在の「金融行政方針」）に当たり、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、当該事務年度においていかなる方針で金融行政を行うかを、金融庁自身が明らかにしたもののなかで、主として投資信託改革を念頭に置いたものとして、はじめて登場しました。

その後、平成 28 年 12 月、内閣総理大臣（実質的には内閣府特命担当大臣（金融担当））の諮問機関である金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、フィデューシャリー・デューティーを、金融行政の重点施策とする報告書が取りまとめられました。

そこで注目すべきは、「顧客本位の業務運営に関する原則（プリンシプル）の策定」における「プリンシプル」を、完全なる金融機関の自主自律に委ねるのではなく、金融庁において具体的に最低限の事項を策定するように求めていたことです。この金融庁が策定する「プリンシプル」は、いわゆる「コンプライ・オン・エクスプレイン」と呼ばれるものです。すなわち、金融機関が「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択する場合、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し公表を行うこと自体は、その自立と自治に任せるが、もしも、当該原則を採択しない、あるいは準拠しない場合、その理由をエクスプレイン（説明）しなければならないことを意味します。

つまり、「フィデューシャリー・デューティー」は、法律のように無条件で遵守が求められる硬いルールではないものの、説明可能な合理的理由がない限り準拠しなければならない柔軟なルールだということです。これは、フィデューシャリー・デューティーの社会的重要性にかんがみて、履行徹底を確実なものにすべきであるとする金融庁の意向を反映したものです。

こうした背景を踏まえ、金融庁は、平成 29 年 3 月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を発表しました。各原則についての考え方は、【図表】のとおりです。

【図表】フィデューシャリー・デューティーの各原則の考え方

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>1. 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等</p> | <p>金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針にかかる取り組み状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、よりよい業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。</p> |
| <p>2. 顧客の最善の利益の追求</p> | <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p> |
| <p>3. 利益相反の適切な管理</p> | <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p> |
| <p>4. 手数料等の明確化</p> | <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料がどのようなサービスの対価に関するものか含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p> |
| <p>5. 重要な情報のわかりやすい提供</p> | <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等にかかる重要な情報を顧客が理解できるようわかりやすく提供すべきである。</p> |
| <p>6. 顧客にふさわしいサービスの提供</p> | <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売、推奨等を行うべきである。</p> |
| <p>7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等</p> | <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p> |

2. 金融機関に求められるフィデューシャリー・デューティー

金融機関が、「顧客本位の業務運営」を踏まえて金融商品の勧誘・販売を行うに際し、お客さまにどのような働きかけを行うべきなのでしょう。

一般的には、金融商品の勧誘・販売については、金融機関はそれ自体によって利益を上げるために行っているのであって、お客さまに助言をする立場にはありません。助言をするのは、投資助言・代理行為であって、販売とは異なるからです。一方、お客さまから見ると、金融機関には金融商品に対する専門性がある、その専門性を勧誘・販売にも活用しているはずだとなります。それを無視して「すべてはお客さまの自己責任です」と放置することも、また、「顧客本位」という姿勢に欠けることとなります。

つまり、最終的な意思決定をするのはあくまでお客さま自身であり、また、どのような金融商品を選ぶかは、個人のリスク許容度等も影響するため外部からはわからないということを説明しつつ、お客さまが最適な選択をできるようにお手伝いするという視点からのサービスが求められるといえます。

金融窓口サービス技能士受検対策講座 2 級・3 級共通 追補資料

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日までの
税金・年金関係等の主な改正項目および留意点

平成 29 年 10 月 1 日発行
編著者 きんざい 教育事業センター
発行所 株式会社きんざい
〒160-8520 東京都新宿区南元町 19
T E L 03-3355-2351

禁無断転載